
国の制度改正等について情報提供させていただきます。

■<情報提供>

国土交通省では、頻発化・激甚化する水災害に対して防災まちづくりに取り組む地方公共団体等を支援するため「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を作成・公表しました。

本ガイドラインでは、まちづくりに活用できるハザード情報の充実化、リスクの評価手法、防災まちづくりの方向性の設定、リスクの回避・軽減対策、関係者間の連携について、基本的な考え方をとりまとめており、流域治水プロジェクトや立地適正化計画の作成などの場面で活用いただきたいと考えています。

<詳細はこちら>

⇒https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000059.html

■<情報提供>

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案（流域治水関連法案）が成立、公布されました。

～流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働する「流域治水」を実現します！～

第204回国会において気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」（流域治水関連法案）が成立しました。

<詳細はこちら>※令和3年2月2日 閣議決定の際の記者発表になります。

⇒https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo02_hh_000027.html

■<事務連絡>

【新都市】2021年7月号において、都市政策に係る最新の動向が紹介されていますので、ご参照ください。

⇒新都市7月号 目次

- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の概要について
- 水害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインについて
- 立地適正化計画における防災指針について

■<情報提供>

阿見町が立地適正化計画を令和3年9月1日に公表しました。

⇒ <http://www.town.ami.lg.jp/0000009286.html>

■<情報提供>

県内立地適正化計画策定状況について<令和3年9月30日時点>

・公表済（25市町村）

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常陸太田市、高萩市、笠間市、

取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、坂東市、かすみがうら市、

つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、東海村、阿見町、境町

・作成中（6市町）

結城市、常総市、那珂市、神栖市、鉾田市、茨城町

■県では、「集約と連携のまちづくり」を進めています。

・県都市計画課では、持続可能な「集約と連携のまちづくり」を進めていくため、改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の作成などの市町村の取組を支援しています。

・計画づくりやまちづくりに関する事業・各種施策などについて、質問・お悩み等ありましたら、お気軽にご相談ください。

・「立地適正化計画」に基づく事業に対しては、国による総合的・集中的な支援を行う「都市構造再編集中支援事業」を活用することができます。